

下田地区消防組合公告式条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(条例の公布)</p> <p>第2条 【省略】</p> <p><u>2 条例の公布は、下田地区消防組合下田消防庁舎前の掲示場に掲示するほか、次の掲示場にその写しを掲示してこれを行う。</u></p> <p><u>(1) 下田市役所前の掲示場</u></p> <p><u>(2) 河津町役場前の掲示場</u></p> <p><u>(3) 南伊豆町役場前の掲示場</u></p> <p><u>(4) 西伊豆町役場前の掲示場</u></p> <p><u>(5) 松崎町役場前の掲示場</u></p> <p>(規程等の公表)</p> <p>第4条 規則を除くほか、管理者の定める規程、告示、公告及び訓令（以下「規程等」という。）を公表しようとするときは、<u>公布又は公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して管理者印を押さなければならない。</u></p> <p>2 第2条第2項の規定は、前項の<u>規程等</u>にこれを準用する。</p> <p>【新設】</p>	<p>(条例の公布)</p> <p>第2条 【省略】</p> <p><u>2 条例の公布は、下田地区消防組合下田消防庁舎の掲示場に掲示してこれを行う。</u></p> <p>(規程の公表)</p> <p>第4条 規則を除くほか、管理者の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して管理者印を押さなければならない。</p> <p>2 第2条第2項の規定は、前項の<u>規程</u>にこれを準用する。</p> <p>(その他の規則及び規程の公表)</p> <p>第5条 <u>第2条の規定は、組合の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「管理者」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>2 前条の規定は、組合の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「管理者名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」と、「管理者印」</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>(施行期日の指定)</p> <p>第5条 規則又は規程等は、それぞれ当該規則又は規程等をもって、特に施行期日を定めることができる。</p>	<p>とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。</p> <p>(施行期日の特例)</p> <p>第6条 規則又は組合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって、特に施行期日を定めることができる。</p>

改正前	改正後